

別冊

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年4月21日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第1報）
(原子力安全対策課) … 2

- 人形峠環境技術センターウラン濃縮施設の査察用封印の
破損について
(原子力安全対策課) … 26

危 機 管 理 局

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第1報）

令和4年4月21日

原子力安全対策課

県は、平成25年11月21日付文書で中国電力から報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、安全を第一義として、条件付きで了解する旨を回答し、国に対しても必要な申入れを行いました。

ただし、今回が完全な再稼働容認ではなく、今後再稼働に必要な残りの審査等を確認していくこととしました。

また、安全協定の改定を行いました。

1 島根原子力発電所2号機に係る中国電力への回答

(1) 概要

- (ア) 日時 3月25日（金）午後1時20分～午後1時35分
- (イ) 場所 第4応接室
- (ウ) 出席者 知事、中国電力代表取締役副社長執行役員電源事業本部長 芦谷茂 外
- (エ) 主な内容

安全を第一義として、条件付きで了解する旨を回答したが、完全な再稼働容認ではなく、必要に応じて意見を出すプロセスを申し入れ、また新たな知見の反映や汚染水対策など全ての条件の成就を求め、中国電力からは安全を第一に実施すると回答があった。

(2) 知事からの申入れ

- 安全を第一に7項目を順守していただきたい。再稼働を無条件でOKするものではない。
- 節目で審査結果をご報告いただき、安全性を確認させていただく。必要な場合は専門家とも協議して意見を言わせていただく。誠意をもって対応していただきたい。
- 原発への武力攻撃が起きた場合は、緊急停止して安全よりの対策を考えていただきたい。
- ヒューマンエラー防止のため、社員のモチベーション、心身の健康を維持していただきたい。
- 避難計画の安全性向上に全面的にご協力いただき、経費負担について協定を締結していただきたい。
- 安全協定の改定について、島根県と同じように扱うことを文書で差し入れていただきたい。

(3) 中国電力からの回答

- 7項目については真摯に受け止め、誠意をもって対応する。
- 武力攻撃を踏まえた最新の知見を安全対策に反映し、取り組んでいく。
- 汚染水対策等も自主的な対策を引き続き実施していく。
- 審査に真摯に取り組み、節目でご報告し、住民にわかりやすく説明しながら進めていく。
- 安全文化の醸成にグループ会社社員も含めて取り組んでいく。
- 防災対策の財源措置について、継続した内容となるよう誠意を持って対応させていただく。
- 安全協定の改定について、立地自治体と同様の対応をとるという文書を添えて出したい。
- 住民にご理解をいただけるよう、さらなる安全性向上を目指し、最大限の努力をしていく。

2 島根原子力発電所2号機に係る国への申入れ等

3月25日、中国電力に申し入れを行うとともに、国に対しても、経産省・細田副大臣に対して、昨年9月の国から説明を受けた島根2号機再稼働に向けた政府方針について、中国電力の安全対策を条件付きで了解したことを伝え、10項目の申入れを行った。

(1) 概要

- (ア) 日時 令和4年3月25日（金）～4月6日（水）
- (イ) 場所 経済産業省、内閣府、外務省、原子力規制庁、防衛省
- (ウ) 出席者 知事、各副大臣、長官等

(2) 国への申入れ事項

- ①今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、厳格な審査等を行うこと。
- ②安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。
- ③中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- ④使用済燃料の最終処分については、国が前面に立って責任をもって対処すること。
- ⑤可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- ⑥原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- ⑦避難計画の実効性を更に深化させるため、国が責任をもって取り組むこと。
- ⑧周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、周辺自治体の位置づけを明確にすること。
- ⑨円滑な避難のため、米子境港間の高規格道路を早期に整備すること。
- ⑩原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。

(3) 国への申入れ状況

(ア) 経済産業省・細田副大臣との面談（政府への申入れとして実施）

- ・日時 3月25日（金）午後2時～午後2時15分
- ・場所 第3応接室 ※ウェブ方式
- ・参加者 知事、経済産業副大臣兼内閣府副大臣 細田 健一
- ・申入れの内容事項

「再稼働へ向けた政府の方針についての了解（中国電力の安全対策を条件付きで了解）と政府への10項目の申入れ」

副大臣からは、武力攻撃への対応を現在政府内で検討し準備を進めているところであること、再稼働した場合の周辺自治体への財政的支援を前向きに検討すること、道路整備等のインフラ整理については国土交通省を含む関係部署に要望を伝えるとともに連携しながら取り組むとの回答があった。

(イ) 内閣府（原子力防災）・務台副大臣との面談

- ・日時 3月30日（水）午前10時15分～午前10時30分
- ・場所 環境省副大臣室
- ・参加者 知事、環境副大臣兼内閣府副大臣（原子力防災担当） 慡台 俊介
- ・申入れの内容事項

「原子力防災対策の強化等について」

副大臣からは、避難計画の実効性が高まるように財源を含めて協力していくこと及び原発への武力攻撃時の避難についても政府内で検討するとの回答があった。

(ウ) 外務省・小田原副大臣との面談

- ・日時 4月6日（水）午前11時25分～午前11時35分
- ・場所 外務省副大臣応接室
- ・参加者 知事、外務省副大臣 小田原 潔
- ・申入れの内容事項

「原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について」

副大臣からは、先ずは外交等を通じて毅然と対処をしていくとの回答があった。

(エ) 原子力規制庁・萩野長官との面談

- ・日時 4月6日（水）午後2時～午後2時15分
- ・場所 原子力規制委員会会議室
- ・参加者 知事、原子力規制庁長官 萩野 徹
- ・申入れの内容事項

「原子力発電所の安全対策について」

長官からは、今後の審査に厳正に対処するとともに、鳥取県が設計及び工事計画認可等の審査を確認していくことへの理解と地元への説明を含めて協力するとの回答があった。また、汚染水対策や武力攻撃についても原子力規制に必要であれば見直しを行うとの回答があった。

(オ) 防衛省・鬼木副大臣との面談

- ・日時 4月6日（水）午後3時～午後3時15分
- ・場所 防衛省副大臣室
- ・参加者 知事、防衛省副大臣 鬼木 誠
- ・申入れの内容事項

「原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について」

副大臣からは、あらゆる手段を通じて、国民の生命・身体・財産を守るとのとの回答があった。

(カ) 今後の予定

- ・国土交通省（日程調整中）
- ・参加者 知事、米子市長、境港市長
- ・申入れの内容事項

「円滑な避難のための米子境港間の高規格道路の早期整備について」

(4) 政府への緊急要請（全国知事会）

- ・日時 3月30日（水）午前8時55分～午前9時10分
- ・場所 総理大臣官邸
- ・参加者 知事、島根県知事、内閣府官房副長官 磯崎 仁彦
- ・要請事項

「原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請」

3 島根原子力発電所2号機に関する「山陰両県知事会議」

(1) 概要

- (ア) 日時 令和4年3月28日（月）午後4時45分～午後5時
- (イ) 場所 第3応接室 ※ウェブ方式
- (ウ) 出席者 鳥取県：平井知事、島根県：丸山知事
- (エ) 主な内容

島根県の丸山知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく令和3年12月14日付けの島根県からの意見照会へ回答として、中国電力への回答と国への申し入れを伝えた。

(2) 知事の主な発言（島根県への回答、国への申し入れ事項等）

○中国電力に対して島根2号機の新規制基準適合性に関する安全対策について了解した旨の回答でしたが、安全を第一義として、常に最新知見を反映し安全性向上に努めることなど7

項目の条件を強く求めた。

- 今回の中国電力への回答は完全な再稼働容認ではなく、今後の工事計画や保安規定の審査などの節目に中国電力から説明を求め、必要に応じ意見を出しながら、県民の安全を第一義に進めていく考えであることをご理解いただき、島根県の再稼働判断に反映いただくよう強くお願いする。
- 原発への武力攻撃に対して、国には自衛隊による防護措置等の対策をしっかりと検証していただきたいと国へ申し入れたい。また、このような事態においては国の指示を待たずに事業者が緊急停止できるよう指導いただくように国へ申し入れたい。
- 原子力防災に係る財源や避難計画など、原子力安全全般の連携に向けた中国電力、島根県、鳥取県との協定締結について、今後相談させていただきたい。

(3) 島根県丸山知事の主な発言

- 状況に応じて中国電力に説明を求め、状況を確認していくことはもっともなこと。
- 原発への武力攻撃に係る国への要請については、3月30日の緊急要請に平井知事に同席いただきたい。
- 原子力安全全般の仕組みづくりのための協定については、今後、内容を確認の上検討し、島根県としてできる中で対応していく。
- 本日の説明を真摯に受け止め、島根県として対応できる中で反映していただきたい。

4 今後の審査の確認について

(1) 確認体制

(ア) 新たな3つのポストの設置

中国電力の安全対策について条件付きで了解する旨を回答したが、完全な再稼働容認ではなく、後段規制（工事計画認可、保安規定変更認可等）の節目節目で必要に応じて意見を提出する。そのため、県では新たに3つのポスト（原子力安全監督官、原子力防災訓練推進官、原子力モニタリング専門官）を設置し、県及び市の関係部局と連携しながら、後段規制のチェック体制を強化した。

(イ) 原子力安全対策プロジェクトチームの今後の対応

後段規制の動き（審査会合、補正等）の議会報告や関係部局への情報提供を行う。また、原子力安全顧問会議を適宜開催し、新知見や新たな課題等が見つかった場合に専門的知見を伺うとともに、プロジェクトチーム会議を適宜開催して、中国電力への7つの条件の対応状況を確認し、現状や課題、対応方針等を報告して情報共有を図る。

(2) 概要（令和4年度第1回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議）

(ア) 日時 4月7日（木）午後2時～午後2時30分

(イ) 場所 県庁災害対策本部室 *一部ウェブ参加

(ウ) 出席者 知事、危機管理局長、関係部長

米子市防災安全監、境港市防災監

中国電力（株） 取締役常務執行役員電源事業本部島根原子力本部本部長 北野立夫

同 執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長 篠根剛

(エ) 議題 島根原子力発電所2号機の安全のフォローアップ

(オ) 主な内容

中国電力から県と市の回答への対応について説明を受けるとともに、今後のフォローアップについて協議を行った。

○3月25日に県と米子市、境港市が条件付きで了解すると回答した「原子炉等規制法の改正

に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、県と市が求めた7つの条件に対する中国電力の対応について説明を受けた。

- 中国電力からは、引き続き後段規制（工事計画認可、保安規定変更認可）の審査に真摯に対応すること、審査の状況について節目節目で県と市に報告し、その意見に誠実に対応すること、また、地域との対話や現地視察など様々な機会を通じて分かりやすく丁寧に説明していくことなどについて説明があった。
- また、原子力防災対策に必要な財源への協力について、一定の継続性をもった仕組みとして協定を締結すること、鳥取県と単独ではなく島根県と一緒に協定締結も検討するとの説明があった。
- 県は、島根原発2号機の安全対策、避難対策のフォローアップを行うため、4月1日に新設した3ポスト（原子力安全監督官、原子力防災訓練推進官、原子力モニタリング専門官）を中心として市と連携した全庁横断的なチームを立ち上げ、県原子力安全顧問の専門的知見も借りて検証を行い、必要に応じて中国電力に意見を提出する。

5 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定改定の調印について

平成23年12月25日の安全協定締結後、平成24年10月12日の県議会の「立地自治体並みの改定を求める」決議を受け、改定協議を開始した。以降協議を重ね、令和4年2月22の県議会議員全員協議会で了解を得て、同年3月10日の改定協議会において、中国電力から安全協定の運用において立地と同様の対応を行う旨の文書が提出され、県、米子市及び境港市は中国電力の改定案を受け入れ、協議を終了した。

（1）概要

- (ア) 日時 4月8日（金）午前10時～午前10時30分
- (イ) 場所 知事公邸 第1応接室
- (ウ) 出席者
知事、米子市長、境港市長、中国電力株式会社（副社長・島根原子力発電所長）
- (エ) 主な内容

県、米子市、境港市及び中国電力との間で安全協定の改定協定を締結することとなり、調印式を開催した。改定された安全協定は、県と両市が改定を求めていた4項目のうち、「立入調査」、「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」及び最も強い発動措置となる「措置要求」については文言が改定され、「事前了解」については「計画等の報告」が「計画等の事前報告」に見直され、中国電力が県・市の意見に「誠意をもって対応する」という文言が付け加えられている。また、中国電力から安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書を受理した。

（今回の調印）

- 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定改定
- 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱の改定
(中国電力からの県・市への提出文書)
- 安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書

（2）今後の予定

- (ア) 協定運営網領の締結（鳥取県、米子市、境港市）
- (イ) 原子力防災協力協定の締結（鳥取県、島根県、中国電力）
- (ウ) 財源に関する協定の締結（鳥取県、中国電力）

6 島根原子力発電所2号機の審査状況

令和3年9月15日に原子炉設置変更許可を受けた島根原子力発電所2号機は、再稼働までに今後原子力規制委員会による設計及び工事の計画、保安規定等についての審査等の法令手続きが行われる。

(1) 工事計画認可申請の審査

(ア) 補正申請（3回目）

3月28日に中国電力は、平成25年12月25日に申請した島根2号機の工事計画（詳細設計）の3回目の補正書を原子力規制委員会へ提出した。今回の補正の内容は、令和3年12月22日の2回目の補正書提出後に取りまとめた設備の詳細設計に関する耐震計算書や強度計算書等を追加するもの。

(イ) 審査会合

3月29日に審査会合が開かれ、3回と予定していた補正回数について、耐震計算の解析モデル変更に伴う再評価や防波壁の強度計算に時間を要するため、合計7回の補正に見直し、令和4年度中に原子力規制委員会へ一通りの説明を終えたいとの意向を示した。原子力規制委員会は、審査の効率化のために先行原発との類似点や相違点を踏まえた説明をするよう求めた。

(2) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備の審査

中国電力が1回目の審査会合（平成28年9月13日）で施設の概要を説明して以降、審査が行われていなかった。しかし、2月28日に中国電力から補正書が提出されたため、改めて審査を始めることになり、3月31日に審査会合が開かれ、中国電力は施設の概要を再説明した。審査は原則非公開であるが、概要説明であるため公開で行われ、原子力規制委員会は、説明資料の早期の提出を求めた。また、3回目の審査会合（非公開）が4月12日に行われた。

【参考1】中国電力への回答までの経緯

- 平成25年11月21日、中国電力が県に島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査申請を事前報告。
- 平成25年12月17日、県の意見を回答（事前報告の可否に関して最終的な意見を留保）。
- 平成25年12月25日、中国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可を申請。
- 令和3年9月15日、原子力規制委員会が審査書を決定（審査合格）、原子炉設置変更許可。
- 令和3年9月16日、資源エネルギー庁長官が再稼働に向けた政府の方針の理解要請。
- 令和3年10月以降、県・市主催住民説明会、県と市による合同会議（3回）、県原子力安全顧問会議（3回）を開催し、住民及び県原子力安全顧問からの意見を聴取。
- 令和4年2月22日、県議会議員全員協議会が安全協定改定案を了承。
- 令和4年3月24日、県議会議員全員協議会が新規制基準に係る安全対策について条件を前提として了解する回答案を了承。
- 令和4年3月25日、中国電力及び経済産業大臣に対し、条件を付した上で新規制基準に係る安全対策を了解すると回答。

【参考2】安全協定締結までの経緯

- 平成24年11月1日、知事及び米子市長、境港市長から中国電力社長に対し、安全協定第19条に基づく立地自治体と同等の内容への協定改定の協議について申入れ。
- 平成24年11月20日に第1回、平成25年1月23日に第2回の安全協定改定協議会を開催。
- 平成25年3月15日、中国電力から県等に対して、協定の運用においては立地自治体と同様

の対応を行うと文書で回答。

- 令和3年9月15日、島根原子力発電所2号機新規制基準適合性審査合格の報告時に県と中国電力との間で協議会の再開について合意。
- 令和4年2月18日の第4回協議会にて全ての項目の回答を得たのち、3月10日の第5回協議会にて調印に向けて合意。

【添付資料】

- 資料1 中国電力からの事前報告（新規制基準に係る安全対策）に対する回答文書
- 資料2 資源エネルギー庁長官からの理解要請に対する回答文書
- 資料3 政府への原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請文書
- 資料4 安全協定（令和4年4月8日一部改定）
- 資料5 安全協定の運営要綱（令和4年4月8日一部改定）
- 資料6 安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行う旨の回答文書

中国電力からの事前報告（新規制基準に係る安全対策）に対する回答文書

第 2 0 2 1 0 0 3 2 5 5 8 7 号
防 起 第 3 2 1 9 号 - 1
受 境 自 第 4 1 - 1 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあったことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所2号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任を

もって行うこと。

- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

資源エネルギー庁官からの理解要請に対する回答文書

第 202100325589 号

防起第 3218 号 - 1

発境自第 21 号

令和 4 年 3 月 25 日

経済産業大臣 萩生田 光一様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針について（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資庁第 1 号で理解要請のあったこのことについて、下記事項について申し入れます。

また、中国電力から平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、了解する旨回答しました。

については、貴職におかれでは、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応を強く求めます。

記

1 島根原子力発電所 2 号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。

2 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府

が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもつて賠償すること。

- 3 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもつて対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもつて取り組むこと。
- 8 今後再稼動を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となつた場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもつて体制構築と現場支援を行うこと。

政府への原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請文書

原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請

今般、ロシア軍は、欧州最大規模の原子力発電所であるウクライナのザポリージャ原子力発電所に対する砲撃を行った。

IAEAによれば、この砲撃による周辺の放射線量に変化はなかったとされているが、原子力発電所に対する武力攻撃は決して許されてはならない暴挙であり、我が国においても、周辺地域住民に大きな不安を与えるものであり、断じて容認することはできない。

また、北朝鮮は、今年に入って11回に及ぶミサイルの発射を繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

国においては、下記の事項について責任を持って対応することを強く要請する。

記

(外交等を通じた武力攻撃の抑止)

- 1 他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、ミサイル発射などの武力攻撃に対する最大の抑止力であり、国においては、今般のような事案が起きた場合には、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

(武力攻撃事態における原子力発電所の停止等)

- 2 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

(ミサイル攻撃に対する防衛)

- 3 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

令和4年3月30日

全国知事会会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長

島根県知事 丸山 達也

安全協定(令和4年4月8日一部改定)

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

(安全確保等の責務)

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

- 2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。
- 3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。
- 4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

(情報の公開)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

(放射性廃棄物の放出管理)

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

(核燃料物質等の保管管理)

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

- 2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

(環境放射線等の測定)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

- 2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙

の職員を立ち会わせることができるものとする。

5 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等の事前報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べることができるものとする。

3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第 10 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

(1) 原子炉施設の故障関係

- ① 原子炉施設の故障があったとき。
- ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
- ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
- ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。

(2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

(4) その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
- ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
- ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。

2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。

3 第 1 項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。

4 第 1 項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

第 12 条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるも

のとする。

2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

第 13 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第 14 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第 15 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第 16 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第 6 条、第 7 条及び第 8 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第 9 条、第 10 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 17 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第 18 条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第 19 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第 20 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 21 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 丁は、この協定の運用において、甲、乙及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

第 22 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

令和4年4月8日（一部改定）

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市

米子市長 伊木隆司

丙 鳥取県境港市上道町3000番地

境港市

境港市長 伊達憲太郎

丁 広島県広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水希茂

安全協定の運営要綱（令和4年4月8日一部改定）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）

- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針 昭和50年5月13日原子力安全委員会決定」による。

（計画等の事前報告）

第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
 - (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
 - (2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。
- 4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
- (3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直

- ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。
- 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ②原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ②発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③発電所の運転状況（毎月）
 - ④計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況
- ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
 - ② クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- ① 定期検査の計画（その都度）
 - ②定期検査の実施状況（毎週）
 - ③定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
- ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
- (6) 温排水等の調査結果
- ①取放水の水温（毎月）
 - ②沿岸定点の水温（毎月）
 - ③格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
- ①品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- ①高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ②高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
- ①島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ②島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）

- ④規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。
- ①各号機の発電出力
 - ②各号機の排気筒モニタ値
 - ③各号機の放水路水モニタ値
 - ④敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

（異常時における連絡）

- 第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設とする。
また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。
- 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事が発生したときをいう。
- 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（立入調査）

- 第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。
- 2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べることができるものとする。

3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。

2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。

(公衆への広報)

第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

(連絡の方法)

第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

(損害の補償)

第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

2 協定第18条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

(協定の改定)

第13条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第20条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第14条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

令和4年4月8日（一部改定）

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市
米子市長 伊木隆司

丙 境港市
境港市長 伊達憲太郎

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 岩崎 晃

安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行う旨の回答文書

島 原 本 企 第 4 号
2 0 2 2 年 4 月 8 日

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員
清 水 希 茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、島根原子力発電所をはじめとする当社事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に、貴県、米子市および境港市より申入れをいたしました、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定に関しましては、長期間に亘る協議にご対応いただき、また、この間、協議会の開催や議会でのご議論など、種々のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社がご提案した安全協定の改定案は、申入れの趣旨を踏まえて、これまで真摯に検討を重ねた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものであり、このたび、改定案をご了承いただきましたこと、重ねて、厚く御礼申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆さまの安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じとの考え方のもと、安全協定の運用におきましては、同協定第6条の貴県の意見の取り扱いも含め立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

当社は今後とも、鳥取県民の皆さまの安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行うとともに、島根原子力発電所の安全性を不斷に追及してまいる所存でございますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

人形峠環境技術センターウラン濃縮施設の査察用封印の破損について

令和4年4月21日
原子力安全対策課

3月17日、人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）において、国際原子力機構（以下「IAEA」という。）査察時にウラン濃縮施設に保管されている六フッ化ウランが充填されたシリンドラ（鋼鉄製容器）バルブのカバーに取り付けられた原子力規制委員会の査察用封印※ワイヤーが切れていることが確認されました。

本件による核燃料物質の紛失及び周辺環境への影響はありません。

日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、4月15日に当事案の原因及び再発防止策を取りまとめて原子力規制委員会へ報告し、県と三朝町は4月19日に機構からその内容について報告を受けました。

※国際規制物資の移動を監視するため、シリンドラに IAEA と原子力規制委員会の 2 つの封印がワイヤーで取り付けられている。

1 事案概要

（1）経過等

- ・3月17日11:55頃、センターにおいて IAEA による濃縮工学施設に保管されている六フッ化ウラン充填シリンドラに取り付けられた IAEA の封印の交換作業終了後、IAEA から原子力規制委員会の封印のワイヤーが切れていることが機構に報告された。IAEA の封印は異常がないことを確認。
- ・機構は直ちに原子力規制庁上齋原原子力規制事務所及び原子力規制庁（本庁）に報告するとともに、全施設の封印に毀損がないことを確認した。
- ・3月22日に上齋原原子力規制事務所により新たな封印の取付けが行われ、4月4日から5日にかけて原子力規制庁により、原子力規制委員会の封印の健全性確認が行われた。

（2）原因分析

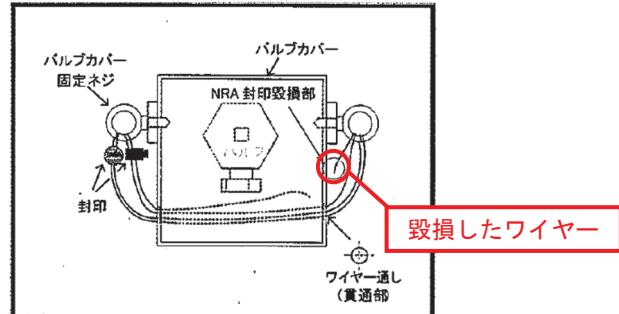
- ・機構及び第三者機関（津山高専、JFEテクノリサーチ株）による調査の結果、ニッパ等の切断工具により切断されたことが特定できたが、切断した者や時期を特定することはできなかった。また、不法侵入は無かつたことを確認した。

（3）再発防止策等

- ・作業員が封印及びワイヤーに容易に触れることができる場合は、原則として封印が存在する部屋にニッパ等の切断工具を保管しないこととした。ニッパ等の切断工具を使用する場合は、管理者の許可を得た上で実施するよう関係要領を改訂し、従業員への教育を実施した。
- ・査察対応要領を改正し、査察官による封印交換前後に、封印の健全性を査察官とともに確認することとした。



毀損した査察用封印



封印設置及び毀損の状況

2 県の対応

機構から報告を受け、本件による核燃料物質の紛失及び周辺環境への影響がないことを確認するとともに、適切な業務管理や住民への情報提供、従業員教育の徹底等について申入れを行った。

今後は、再発防止策の実施状況について機構から報告を受けるとともに、原子力規制委員会の対応について注視していく。

第202200025412号
発 総 第 2 6 号
令 和 4 年 4 月 2 0 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
人形峠環境技術センター
所長 木原 義之 様

鳥取県危機管理局長 水中 進一
(公印省略)
三朝町危機管理局長 角田 正紀
(公印省略)

人形峠環境技術センターにおける査察用封印の毀損に関する申入れ

この度、人形峠環境技術センターウラン濃縮施設において、原子力規制委員会の査察用封印ワイヤーが切れた事案が発生し、国際原子力機構の査察用封印には異常がなかったものの、ワイヤーが切れたという事実、また人為的に切断されたという事実は、核燃料物質の管理の安全性に疑念を抱かせるものであり、誠に遺憾です。

原子力事業は安全が第一義であり、住民に不安を抱かせることなく、適切な業務管理と住民への十全な情報提供を行うことが重要です。

今後の関係当局の指導に従い、必要な対策を行うとともに、その対応状況について、県及び三朝町への情報提供及び従業員の教育の徹底をお願いします。